

ご存知ですか

相続登記の申請が義務化

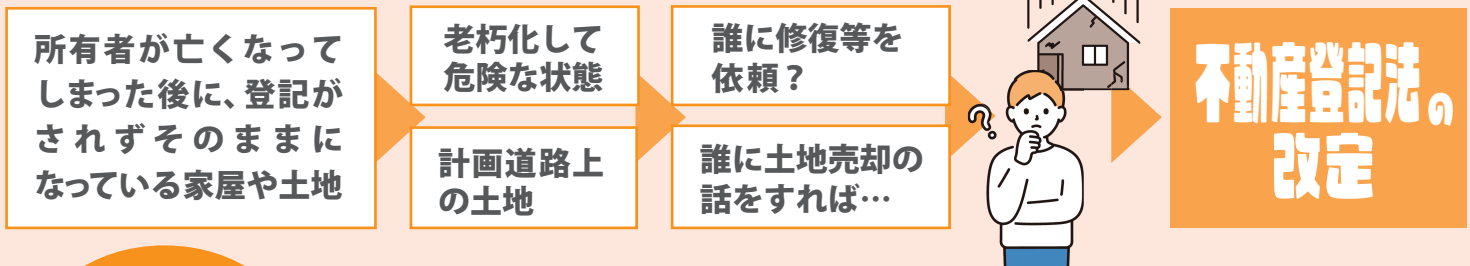
2024年4月1日から施行

されます



義務化の内容と対策

2024年4月より、「土地」や「建物」を相続で譲り受けた人の「所有権登記」が義務化されます。理由は、「土地」や「建物」の所有者が亡くなってしまった後、名義変更をせずに「所有者」が亡くなった人のままだになっている不動産が乱立している為です。



何が義務化?

相続が発生した場合に相続人（相続を受けた人）は、3年以内に相続登記を申請（所有権を変更）する事が義務化

4月以前に既に発生している相続も対象

相続が発生して3年経過している場合には4月の段階で即法令違反となってしまいます。正当な事由がなくこれに違反すると10万円以下の過料が課せられてしまいます。

誰が土地や建物の所有者になるか決まっていない場合

相続人全員が共有している状態（複数人で所有しているのに登記がなされていない状態）となりますので、相続人全員が処罰の対象となってしまいます！

遺産分割協議がまとまらない場合等の申請が難しい場合には、一旦自分が相続人である事を届ける「相続人申告登記」という制度（自分がその土地や建物の相続人であるという事だけを登記しておく制度。）を利用すれば、すぐに過料が課せられる事はありません。しかし、これはあくまでも暫定的な措置ですので、原則3年以内に誰の所有にするかを協議し、登記を済ませる事が基本となります。

早めの手続きをおすすめします！

所有者死亡のまま長い年月が経ってしまうと、2次相続や3次相続が発生し、連絡を取る作業や登記の手続き自体が大変になってしまいます。放置する期間が長くなればなるほどその手間は倍・3倍となってしまいます。

弊社では提携している弁護士の先生や司法書士の先生もいらっしゃいますので、必要であればご紹介する事も可能です。もし該当されるお客様がいらっしゃいましたら、どうぞお気軽にご相談下さい。